

R3,4年度 群馬県剣道連盟高崎支部役員(案)

役 職	氏 名					
顧問	本多 義平 市川 平治 高橋 功 橋本 貞治 相河 忠輔 飯塚 昭三					
	清水 強雄					
○相談役	笠井 秀昭					
参 与	淡島 和利 小日向英介					
◎支部長	藤木 正行					
◎副支部長	谷 勝彦 飯島 豊 長井 憲一 小池政一(兼) 齋藤 尚之					
◎理事長	小池政一(兼)					
○理事	青柳 孝	笠井 道男	小林 敦	田口 則明	中曽根径子	宮崎 忠吉
(50音順)	新井 忠	加藤 良和	小山 信一	田代 有史	難波 藤作	森山 孝夫
	新井 和雄	狩野 裕史	齊藤 剛毅	千明 憲斉	西尾 としみ	山口 隆史
	飯塚 利彦	神山 佳彦	斉藤 友充	土屋 晃二	西山俊子(兼)	長井 崇壮
	井草 清治	川原 稔永	塩田 敬則	角田 芳昭	林 行広	多胡充人
	石原 隆雄	群馬 敏雄	島田 秀光	中島 好雄	前田シン子	笠原 健一
	潮田 剛	小池美千子	城田 清次	中島 洋子	松崎 謙治	
	小幡 学	小林 晃	須田 尚猛	中曽根裕和	黛 均史	
◎会計	石田 寛 鈴木亜矢子(兼)					
○会計監査	秋野 實 有田 良幸 早野 忠					
◎事務局長	倉本 忠(メルマガ,WEB)(兼)					
◎事務局次長	下山 豊 潮田 洋 齊藤 源基 植木勇一郎					
○事務局員	萩原 克明 西山 篤史 松田 智也 長井 崇壮 笠原 健一					
	高原 美咲 岡田いずみ 鈴木亜矢子(兼) 西山俊子(兼) 角田芳昭(兼)					
○連絡員	潮田 剛 萩原 克明 岡田いずみ 潮田 洋 多胡充人 笠原 健一					
○広報担当	倉本忠 (web)(兼)					

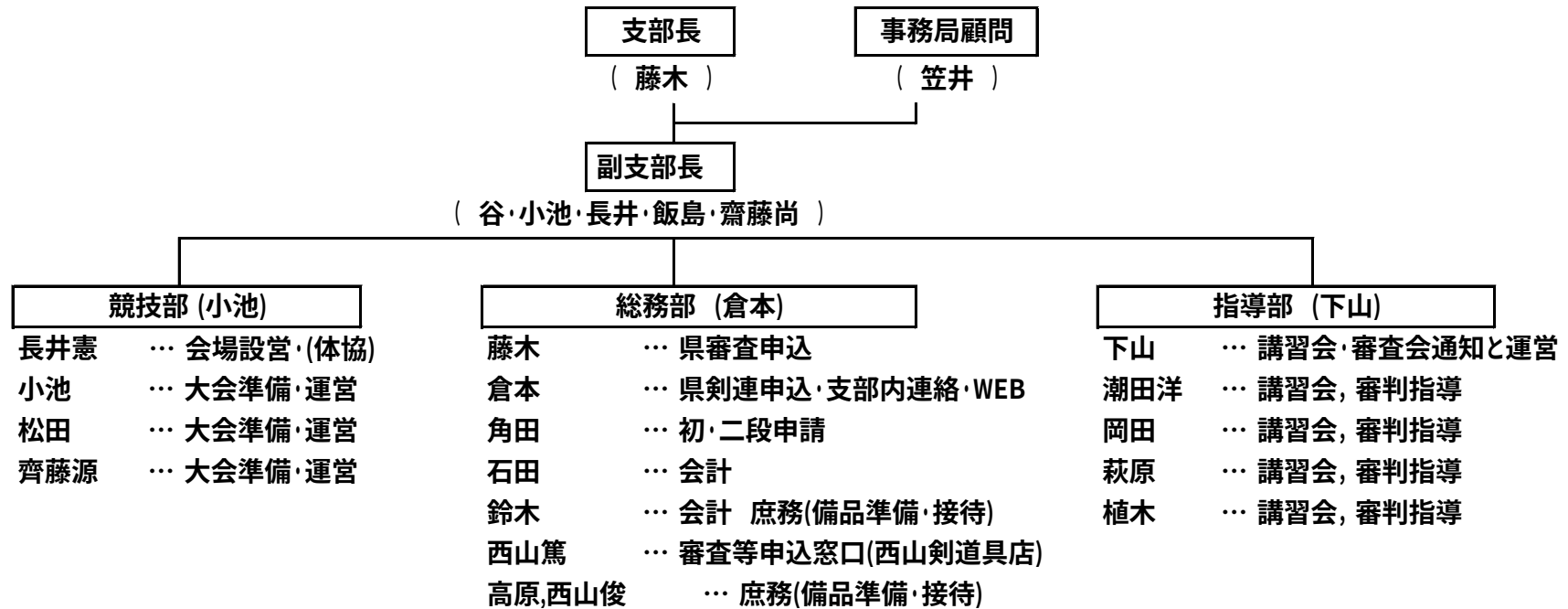
◎…本部役員会を構成する。

…新役員

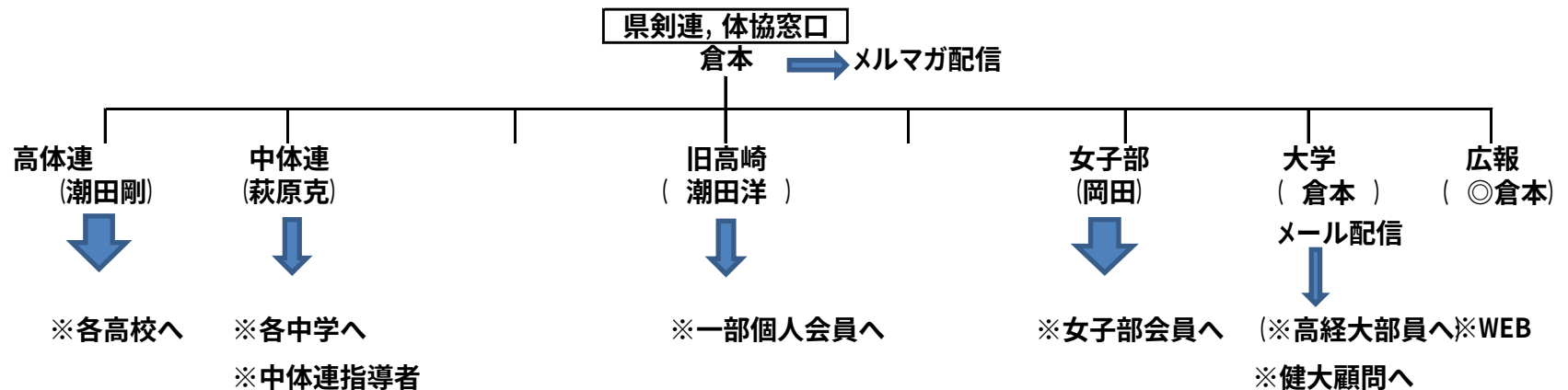
移動

◎及び○…総会において、議決権を有する。

令和3年・4年 剣道連盟高崎支部事務局組織



令和3年・4年 剣道連盟高崎支部連絡員組織



2021年度行事予定表(案)

群馬県剣道連盟高崎支部

月	日	曜日	高崎支部	県内	県外	県内行事会場
4	3-4	土・日			第56回中央講習会（神戸市）	
	3	土		群馬県剣道道場連盟定期総会・総会稽古		ぐんま武道館(2)(1)
	4	日		春季居合道講習会及び1級審査会		ぐんま武道館(2)(5)
	4	日		第71回群馬県剣道大会		ぐんま武道館(大3)(1)
				第76回国体一次予選		
				第76回国体成年女子予選		
	10	土	支部役員総会(高崎アリーナ会議室)			
	18	日			第19回全日本選抜剣道八段優勝大会(名古屋)	
	24	土		全国ねりんピック県予選		ぐんま武道館(大)(1)
	25	日		全剣連伝達講習会並群剣連審判講習会		ぐんま武道館(大)(15)
5	29	木・祝			第69回全日本都道府県対抗剣道優勝大会(大阪府)	
	29	木・祝			剣道六段審査会(京都市)	
	30	金			剣道七段審査会(京都市)	
	1-2	土・日			剣道八段審査会(京都市)	
	3	月・祝	中体連春季大会(榛名体育館)		剣道称号(範士・教士・錬士)(京都)	
	4	火・祝	中体連春季大会(榛名体育館)	女子部稽古会		松井田体育館
	9	日		群馬県道場少年剣道大会兼全国道場少年剣道大会		ぐんま武道館(大2)(23)
	13	木		群馬県剣道連盟常任理事会(午後)		本館第1研修室
	14-16	金・日		第56回高校総体兼関東予選会		ぐんま武道館(大2)(123)
	15	土		高齢稽古会	剣道七段審査会(名古屋市)	ぐんま武道館(3)
6	16	日			剣道六段審査会(名古屋市)	
	22	土		群馬県剣道連盟総会(午後)		
	23	日	健全育成大会(榛名体育館)	第76回国体成年男子二次予選会		ぐんま武道館(2)(1)
	30	日		剣道6・7段受審者研修会		ぐんま武道館(大)(5)
	5-6	土・日		中体連春季県大会		ぐんま武道館(大2)(1256)
	4-6	金・日			第68回関東高校剣道大会(埼玉県所沢市)	
	8	火			第43回全日本高齢者武道大会(八王子)	
	11	金		全国高校総体剣道大会県予選		榛名体育館
	13	日		杖道5段以下審査会		群馬県剣道道場
	20	日	西毛地区スポ少(藤岡)		国体関東ブロック大会(栃木県宇都宮市)	
7	27	日		全国道場対抗剣道大会 兼 剣道選手権大会道場連盟 予選会		ぐんま武道館(大2)(23)
	3	土		女子部稽古会		太田市武道館
	4	日	7/5~8/1まで市武道館使用不可	第16回全国都道府県対抗少年剣道錬成大会県予選		ぐんま武道館(大2)(1)
				第38回剣道5・6・7段選手権大会		
				第60回全日本女子剣道選手権大会県予選		
	10	土			第13回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会(奈良県橿原市)	
		17-18 土・日	中体連総合大会			
	22	木祝	中体連選抜強化練習会			
	27-28 火・水	7/5~8/1まで市武道館使用不可		第55回中体連剣道総体 個人・団体		ぐんまアリーナ
	28-29 水・木				第55回全国道場少年剣道大会(大阪市)	
	30-31 金・土			中体連関東全国強化合宿		ぐんま武道館(大2)(123)
8	1	日		群馬県スポーツ少年団県大会		ぐんま武道館(大2)(23)
	1	日		全日本居合道大会選手選考会		ぐんま武道館(3)
	5	木			第63回全国教職員剣道大会(花巻市)	
	6-8	金・日		第46回関東中学校剣道大会		ぐんまアリーナ
	7	土			剣道七段審査会(福岡市)	
	8	日			剣道六段審査会(福岡市)	
	9	月・祝	群馬県社会人剣道大会(浜川体育館)			浜川体育館
	9-12 月・木	8			第68回全国高等学校剣道大会(金沢市)	
	14			中体連三県合同強化		ぐんま武道館(大2)(123)
	15			第69回全日本剣道選手権大会県予選会		ぐんま武道館(大2)(1)
9	18	水			第70回日光大会(日光市)	
	20-22 金・日				第51回全国中学校剣道大会(川崎市)	
	21	土	中体連シード決め		剣道七段審査会(新潟県)	
	22	日			剣道六段審査会(新潟県)	
	28	土		中体連剣道強化練習会(シード決め)		ぐんま武道館(大2)(123)
	29	日	初段講習会(高崎市武道館)		関東七県対抗剣道大会(茨城県)	
	4	土	123級審査会(榛名体育館)			
	5	日		剣道6・7段受審者研修会	全日本東西対抗剣道大会(大分県)	ぐんま武道館(大)(5)
	11	土		剣道8段研修会		ぐんま武道館(大)(5)
	11	土		女子部稽古会		ぐんま武道館(2)
10	11-12 土・日	9	12日 初段審査会(高崎市武道館)	県高等学校対抗選手権		榛名体育館
	19				全国道場小中学生剣道選手権大会(松江市)	
	20			二段講習会(高崎市武道館)	居合道講習会及1級審査会	ぐんま武道館(2)(5)
	25	土	中学生新人戦兼市民大会(団体戦)(榛名体育館)		19日第60回全日本女子剣道選手権大会(奈良県)	
	26	日	中学生新人戦兼市民大会(個人戦)(榛名体育館)	群剣連剣道秋季講習会(3・4・5段錬・教士)	第16回都道府県対抗少年剣道優勝大会(大阪府)	ぐんま武道館(大2)(1)

月	日	曜日	高崎支部	県内	県外	県内行事会場
	2	土		群剣連剣道秋季審査会(3・4・5段) 称号推薦	第76回国民体育大会(三重県)～4日	ぐんま武道館(大)(1)
	3	日	市民大会(榛名体育館)			
	9	土		中学校剣道新人大会(個人戦)	第56回全日本居合道大会(東京都)	ぐんま武道館(大2)(123)
	16-17	土-日		上毛新聞社旗		ぐんまアリーナ(全)
	17	日	群馬県少年剣道錬成大会(中止)	群馬県少年剣道錬成大会		観音山ファミリ-パーク
	24	日	2段審査会(高崎市武道館)	中学校剣道新人大会(団体戦)		榛名体育館
	31	日		小学生総体県大会		ぐんま武道館(大2)(23)
	30-1	土-月			全国ねりんピック剣道交流大会(岐阜県関市)	
	3	水・祝			第69回全日本剣道選手権大会(東京)	
	7	日		群馬県民大会		ぐんま武道館(大)
	13	土	女子部稽古会(高崎市武道館)	女子部稽古会	剣道七段審査会(名古屋)	高崎市武道館
	13-14	土-日	14日 西毛地区合同稽古会	高校学年別剣道大会		榛名体育館
	14	日		スポーツ省 授業協力者養成講習会	剣道六段審査会(名古屋)	ぐんま武道館(3)(4)
	18	木		群馬県剣道連盟常任理事会		本館第1研修室
	20	土		武道フェスティバル(午前)	六段審査会(東京都八王子)11/20or21	ぐんま武道館(大)
	21	日		群馬県警察少年柔剣道大会		ぐんま武道館(大)
	23	月・祝	高崎市スポ少(高崎アリーナ)		教士筆記試験	
	23-24	火-水			七段審査会(東京武道館)	
	25-26	木-金			八段審査会(日本武道館)	
	27	土	西毛地区大会(安中)			
12	5	日		高齢剣道大会		ぐんま武道館(2)(1)
	5	日		居合道段位審査会		ぐんま武道館(3)(5)
	7	火	支部忘年会			
	12	日		群剣連納会合同稽古		ぐんま武道館(2)
	18	土	中体連強化練習会			
	1	日	元旦稽古 9:00～(高崎市武道館)			
	4	火		群剣連寒稽古		ぐんま武道館(大)
	5	水		群剣連寒稽古		ぐんま武道館(大)
	9	日	123級審査会(榛名体育館)	群剣連十傑表彰		ぐんま武道館(大)
	15	土		高体連新人戦		榛名体育館
	15	土		群馬県小中学生剣道錬成大会		ぐんま武道館(大2)(23)
	22	土	初二段講習会(高崎市武道館)			
	23	日		群剣連剣道形・指導法講習会		ぐんま武道館(大)(1)
	30	日	西毛地区中体連			
	未	未		女子部総会		未
2	6	日		剣道6・7段受審者研修会		ぐんま武道館(3)
	12	土		剣道8段受審者研修会		ぐんま武道館(2)(1)
	12	土		高齢剣合同寒稽古会		ぐんま武道館(2)
	17	木		群剣連本部役員・審議員会		ぐんま武道館(23)
	20	日		第6回群馬県ジュニア強化剣道錬成大会		ぐんま武道館(大)(23)
	23	月祝	初二段審査会(高崎市武道館)			
	26	土		第69回全日本都道府県対抗剣道大会予選		ぐんま武道館(23)
3	12	土		春季剣道講習会(3・4・5段錬・教士)		ぐんま武道館(大2)(1)
	13	日		春季剣道審査会(3・4・5段) 称号推薦		ぐんま武道館(大)(1)
	13	日		杖道1級以下審査会		群馬版剣会道場
	19-20	土-日		東日本選抜中学校剣道大会		ぐんまアリーナ(全)
	26-28	土-月			第31回全国高等学校剣道選抜大会(春日井市)	
	27	日			第63回全国選抜少年剣道錬成大会(水戸市)	

※ オリンピックのため高崎市武道館は7月5から8月1日まで使用不可

※ 未定 ねりんピック 第44回全国スポーツ少年団剣道交流大会

※ 群剣連合同稽古：毎週水曜日ぐんま武道館19:00～20:00 但し12月は22日(水)まで、新年は5日(水)から実施。

※ 全剣連合同稽古は「剣窓」で確認のこと

※ 国体・県外大会出場選手の強化練習は、別途計画する。

※ 毎月10日と10月28日県民の日は無料開放日のため道場の確保ができないこともある。

合同稽古	4月	7・14・21・28	10月	6・13・20・27
	5月	12・19・26	11月	(10)・17・24
	6月	2・9・16・23・30	12月	1・8・15・22
	7月	7・14・21	1月	5・12・19・26
	8月	11	2月	2・9・16・23
	9月	1・8・15・22・29	3月	2・9・16・23・★30

群馬県剣道連盟高崎支部定款

第1章 総 則

- 第1条 本支部は群馬県剣道連盟高崎支部（以下単に支部という）と称し事務局を高崎市内に置く
- 第2条 本支部は剣道愛好者を以って組織する
- 第3条 本支部は群馬県剣道連盟に所属する

第2章 目的と事業

- 第4条 本支部は会員および関係者の資質向上・親睦を図り、剣道奨励、発展に寄与する事を目的とする
- 第5条 本支部は前条の目的を達成するため次の事業を行う
- (1) 剣道大会の開催
 - (2) 剣道に関する調査、研究、講習、指導、講演会
 - (3) 剣道の段級審査
 - (4) 各種大会、講習会等への派遣
 - (5) 個人および団体に対する表彰
 - (6) その他本支部の目的達成に必要な諸事業

第3章 機 関

- 第6条 本支部に次の機関を置く
- (1) 役 員 総 会
 - (2) 本 部 役 員 会
- 第7条 会議はすべて支部長が招集し、議長となる
- 第8条 役員総会は本支部の最高決定機関であり、本部役員、職域部会代表者等をもって構成し、毎年1回定期的に開催する。但し、必要に応じ支部長は本部役員会の議を経て、臨時役員総会を開催する事ができる
- 2・役員総会の構成員は最高顧問、顧問、相談役、参与、本部役員、理事、会計監査、事務局員、広報担当とする
 - 3・役員総会は構成員の過半数の出席を持って成立する
 - 4・構成員が書面を持って議決権の委任をした場合は出席者とみなす
 - 5・議決は出席者の過半数を持って決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる
 - 6・役員総会の任務は以下の通りとする

- (1) 本部役員をはじめとする全役員の承認
- (2) 事業案・予算案の審議、承認
- (3) 事業報告・決算報告の審議、承認
- (4) 定款の改定
- (5) その他の事項の審議、決定

第9条 本部役員会は年2回の開催を原則とする（4月、10月）

但し重要な審議事項が発生した場合においては、支部長が判断し随時、開催することができる

2・本部役員の構成は支部長、相談役、副支部長、理事長、副理事長、会計、事務局長および事務局次長とする

3・本部役員会は本支部の執行機関として諸行事にあたり、対外的な要務を 処理する

第4章 役員

第10条 本支部に次の役員を置く

- | | | | |
|---------|------|----------|-------|
| (1) 支部長 | 1名 | (2) 副支部長 | 6名程度 |
| (3) 理事長 | 1名 | (4) 理事 | 40名程度 |
| (5) 会計 | 2名程度 | (6) 会計監査 | 2名程度 |

第11条 役員の選出

- (1) 支部長は役員総会において選出する
- (2) 前条に定める役員の内、支部長を除く全ての役員は支部長が推薦し役員総会の承認を得て決定する
- (3) 役員の任期は2年とする、但し再任を妨げない
- (4) 役員に欠員を生じた場合、本部役員会で承認された者がその任につくがその任期は前任者の残任期間とする

第12条 役員の任務

- (1) 支部長は本支部を代表し、会務を統括する
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職を代行する
- (3) 事務局長は本支部の事務を処理し、事務局次長は事務局長を補佐する
- (4) 会計は本支部の会計業務を処理する
- (5) 会計監査は本支部会計を監査する

第13条 本支部に顧問、参与、相談役を置く事ができる

- (1) 顧問、参与、相談役は支部長が推薦し、役員総会の承認を得て決定する
- (2) 顧問、参与、相談役は重要会務について支部長の諮問に応じ本部役員会に出席して意見を述べる事ができる、但し議決権を有しない

第5章 組 織

第14条 本支部は以下の職域部会を置き、目的達成の為に部会活動を行う事ができる
剣道場・・・・・・・・市内に存する剣道場すべての内2名を代表者とする
高体連・・・・・・・・市内に存する高等学校すべての内1名を代表者とする
中体連・・・・・・・・市内に存する中学校すべての内1名を代表者とする
女子部会・・・・・・・・市内に存する女子団体すべての内1名を代表者とする

2・前項職域部会代表者を理事とする

3・本支部は本部役員会の承認のもとに理事を任命することが出来る

第15条 前条における代表者とは、各々の団体より本支部に申請のあった者の内、本部役員会議において承認された者と定める

第6章 会 計

第16条 本支部の事業運営に要する費用は段級審査料、剣道形講習料、補助金、寄付金、支部員年会費その他収入、をもって支弁する

2・前項支部員年会費の金額は世情を鑑み、役員総会において決定する

第17条 本支部の収支決算および事業計画は、支部長が編成し本部役員会の議決を経て役員総会の承認を得るものとする

第18条 本支部の会計年度は毎年3月1日より翌年2月末日までとする

付 則

本改定は平成14年4月1日より施行する

昭和36年4月1日制 定 (高崎市剣道連盟として制定)

昭和37年4月1日一部改定 (主に評議員を常任理事に一部改定)

平成14年4月1日全面改定 (群馬県剣道連盟高崎支部として全面改定)

平成15年4月1日一部改定 (機関・役員・組織について一部改定)

平成16年4月1日一部改定 (会費徴収について第16条1項加筆、2項追加)

平成19年7月29日一部改定 (市町村合併により役員数増加)

平成22年4月1日一部改定 (市町村合併により役員数増加)

平成27年5月1日一部改定 (役員数見直し)

平成30年4月1日一部改定 (相談役追加, 役員数見直し, 会計年度見直し)

令和3年4月1日一部改定 (役員定数(会計監査), 役員についての削除(常任理事))

令和3年度 第51回全国中学校剣道大会神奈川大会の審判について

試合審判規則第1条（この規則は、全日本剣道連盟の剣道試合につき、剣道の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判することを目的とする。）に則り、中学生最高峰の大会である全国大会で最高の審判ができるようにする。

1. 礼法の統一

- (1) 正しい礼法をさせる。
- (2) 選手交替の際の余計な所作（胴突き・握手など）や団体戦開始の礼の後の余計な所作はさせないよう監督に伝える。余計な所作があった場合、やり直しはさせないが、審判主任が監督に注意する。
- (3) 相互の礼は同時に行い、正しい蹲踞の確認後主審は両者の竹刀検量済みシールを目視で確認（約3秒程度）、同時に副審も目視で確認（目前選手のみ）をする。その後に主審の「始め」の大きな発声で試合開始とする。

2. 鏝競り合い

全剣連ガイドライン

試合者は、鏝競り合いを避ける。やむを得ず鏝競り合いとなった場合は、すぐに分かれるか引き技を出し、掛け声は出さない（引き技時の発声は認める）。審判員は鏝競り合いを解消しない場合は、ただちに「分かれ」を宣告する。

- (1) 上記、ガイドラインの通りとする。
- (2) 「鏝競り合いの解消」は、お互いに一旦間合いを完全に切ることとする。

3. 鏝競り合いの指導、対処について

- (1) 鏝競り合いをしない試合を心がけさせる。
- (2) 鏝競り合いになってしまった場合の対処。（「分かれ」が多用されないように）
 - ・ やむを得ず鏝競り合いとなった場合はただちに分かれるか引き技を出す。
 - ・ 「鏝競り合いの解消」は、お互いに一旦間合いを完全に切る。
- (3) 反則となる行為。
 - ・ 一方が分かれようとするところについていく、追いかける行為は、反則となる。
 - ・ 「鏝競り合いの解消」途中で、完全に間合いが切れてないところで前に出る、技を出す行為は反則となる。 「合議」→「反則」（公正を害する行為）
 - ・ 「鏝競り合いの解消」途中で、間合いを切る一歩手前で下がらない、竹刀を払う、竹刀を巻く、竹刀を下げる、竹刀を開く行為は反則となる。 「合議」→「反則」（公正を害する行為）
- (4) 審判は 鏝競り合いに入った後、ただちに分かれるか引き技を出さない場合、「分かれ」をかける。何回も「分かれ」をかけさせ、選手同士で解消する意思が見られないと判断した時は選手双方または片方の反則となる。 「合議」→「反則」（公正を害する行為）
- (5) 意図的な時間空費、勝負の回避による相手に接近する行為は反則となる。
「合議」→「反則」（時間空費）

4. 公正を害する変形な構えについて

- (1) 左拳を概ね目線より上にして、面・右小手・右胴を同時に防御する行為。 「合議」→「指導」
- (2) 2回目以降上記の行為が行われた場合。 「合議」→「反則」（公正を害する行為）

5. 審判の位置

- (1) 原則として主審を頂点とした二等辺三角形をつくる。主審は、相互に構えあった選手を底辺とした三角形の頂点に位置するよう速やかに動く。副審は、主審と選手の右小手を結ぶ直線の延長に位置する。

6. 副審からの「合議」

- (1) 主審の権限を侵さない。ただし、主審が気づいていないと思われる危険な状態・反則など。
- (2) 主審が宣告を間違えた場合は、副審は合議をかけて間違いを正す。

7. 引き技の残心をとらせないための「突き押し」は反則の対象になり得る。

8. 合議後の反則の宣告 規則第37条

- (1) 合議後の反則の宣告については、試合者にその反則内容を説明した後『反則〇回』と宣告する。
規則第37条（※説明は監督席に聞こえるくらいの声で行うことが望ましい）

9. 「止め」のタイミング

- (1) 境界線近くのもつれの場合。危険な状態。（面がはずれる等）・試合者が倒れた場合。

10. 延長戦について（個人戦および団体戦代表戦での対応）

（延長戦は2分ずつ区切る。）

試合時間3分 ⇒ 延長2分 ⇒ 延長2分 ⇒ 【小休止（深呼吸をする程度）】
⇒ 延長2分 ⇒ 延長2分 ⇒ 【面を外しての休息（3分）】
⇒ 延長2分 ⇒ 延長2分 ⇒ 【小休止（深呼吸をする程度）】
⇒ 延長2分 ⇒ 延長2分 ⇒ 【面を外しての休息（3分）】 ⇒ 試合の続く限り繰り返す

11. 不当な中止要請（タイム） 規則第17条6

- (1) 不利な状態での中止要請。 「合議」→「反則」
- (2) 発声を伴わない中止要請。 「合議」→「反則」の場合もある。
- (3) 竹刀が相手の脇の下や喉元に入った場合等は試合者自らが解消するようにする。また、できない場合は主審が試合者を指導する。

12. 用具について

- (1) 竹刀の鍔の色について.....革色・あめ色・白色
- (2) 竹刀のつるの色について.....色の指定なし（黄色や白色にするよう努力する）
- (3) 面乳革について.....色は黒色または紺色とする。
- (4) 柄革について.....滑り止め（ゴム等）や模様のない無地で白色とする。

13. 反則の判断は厳正かつ早期に行う。

14. 禁止行為に対する適切な処置

1回目の反則は取るが、2回目の反則は取れない審判を是正する。

◇ 参照事項

1. 団体戦・決勝トーナメント戦の延長の場合

試合時間3分間3本勝負、勝敗が決しない時は延長戦2分間を1回行う。更に勝敗が決しない時は引き分けとする。ただし、団体戦の勝敗が決した後の延長戦は行わない。

高崎支部稽古再開におけるガイドライン

高崎支部稽古再開に当たり、基本的に全剣連、群剣連ガイドライン、群馬県、高崎市の防止策に準拠することとし、特に以下の点に、注意して稽古を再開します。

1. 高崎支部員の一般会員のみとする(当面の間)
2. 来館前に以下の事項についての該当がある方の来館、稽古を禁止する
 - 2.1 体調が良くない(発熱、咳、咽頭痛などの症状がある)
 - 2.2 身近な知人に感染症の疑いのある方がいる
 - 2.3 過去14日以内に海外渡航歴がある、または当該在住者と濃厚接触がある
3. 来館前に各自検温し、入館時に氏名、体温、連絡先等の記入をする
4. 武道館内ではマスクを着用し、3密解消に心がける(面をつけていない場合も)
5. 稽古中は必ずマスクを着用する(マスクの材質、形状等は制限しない。ただし、医療用マスクは避ける)
6. 60歳以上の方は飛沫シールド(マウスガード、アイガード等)の着用が望ましい(必須ではない)
7. 師範室、会議室、男子更衣室は窓を開け、換気扇を常時回し、扉を開放しておく(3密解消に努める)
8. 稽古開始後、約30分で窓を開け、5分程度換気する(換気中は稽古不可)
9. 稽古前後の整列は可能な限り横の間隔を開ける(狭い場合は前後の間隔を開けて2列以上でも可)
10. 元立ちは左右の間隔をできるだけ開けて立つ(2m以上が望ましい)
11. 元立ちに並ぶ場合は前後の間隔を充分に開ける(1m以上が望ましい)
12. 稽古後のあいさつ等は2m程度の間隔を開けて行う(マスク着用、並ぶ場合も間隔を開ける)
13. 稽古時間を調整する場合があります

令和2年6月10日
群馬県剣道連盟高崎支部
支部長 藤木正行

大会実施時における新型コロナウイルス感染予防対策について

大会当日は、下記事項に十分に留意願います。

1. 大会当日に各自検温をお願いします。
2. 大会当日に発熱や風邪の症状がある場合は参加できません。
3. 各道場の代表者は選手の体温を記入した大会申し込み書を受付に提出願います。
4. 見学者や付き添いは原則入場できません（外からの観戦してください）。
5. 受付時間を早く来すぎて、会場入り口前で並ばないようにお願いします。
6. 施設内では必ずマスクをしてください。
7. 更衣室での密集を避けるため、できるだけ着替えての来場をお願いします。更衣室を使用する時は密集しないよう交代で使用する等の注意をお願いします。
8. 受付時も並ぶ時には1メートル以上の間隔を開けて並んでください。
9. 試合者は（面をつける時）は必ず面マスク（鼻出し不可）とマウスガードを着用してください。アイガードの着用は任意です。
10. 施設内では人との距離を最低でも1メートル以上確保するようにしてください。
11. 会場内にアルコール消毒液を準備するので各自消毒をお願いします。
12. 会場内では係員の指示に従ってください。
13. その他、全剣連、群剣連通達（大会実施にあたっての感染予防ガイドライン）に準拠して実施します。

以上

受審者の皆さんへ

群馬県剣道連盟高崎支部

審査・講習会における新型コロナウイルス感染予防対策について

審査・講習会当日は、下記事項に十分に留意願います。

1. 審査・講習会当日に各自検温し審査申込用紙に記入する。
2. 審査・講習会当日に発熱や風邪の症状がある場合は受審，受講できません。
3. 見学者や付き添いは原則入場できません（高崎市武道館は不可）。もし必要な場合は各団
体で最小人数にとどめてください。
4. 受付時間を長めに取りますので，早く来すぎて，会場入り口前で並ばないようにお願い
します。
5. 施設内では必ずマスクをしてください。
6. 更衣室での密集を避けるため，できるだけ着替えての来場をお願いします。更衣室を使
用する時は密集しないよう交代で使用する等の注意をお願いします。
7. 受付時も並ぶ時には 1 メートル以上の間隔を開けて並んでください。
8. 剣道形，木刀による基本稽古法の審査，講習時はマスクを着用してください。
9. 実技審査，講習時（面をつける時）は必ず面マスクを着用してください。マウスガー
ド，アイガード等のシールドの着用は任意です。
10. 施設内では人との距離を最低でも 1 メートル以上確保するようにしてください。
11. 会場内にアルコール消毒液を準備するので各自消毒をお願いします。
12. 会場内では係員の指示に従ってください。
13. その他，全剣連通達（審査実施にあたっての感染予防ガイドライン）に準拠して実施し
ます。

以上

群馬県剣道連盟
高崎支部会員 各位

群馬県剣道連盟高崎支部
支部長 藤木正行

高崎支部 年会費納入 及び 会員登録のお願い

陽春の候、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本支部では会員の皆様への連絡をより円滑かつ正確に行うために、年会費の納入と合わせて詳細な会員情報をお寄せいただき、名簿の更新とメール連絡網の拡大を図って参りました。お陰様で連絡がより迅速にできるようになって参りました。

今年度も、下記の要領で年会費の納入及び会員登録をお願いいたします。なお、皆様の個人情報につきましては、適切に管理し、皆様への連絡以外には使用いたしませんので、趣旨をご理解の上ご協力をお願いいたします。

記

1 年会費納入及び会員登録用紙提出について

- ・会員登録及び会費の納入は、県剣連及び支部主催大会並びに昇段審査会に参加できる要件となりますので、必ず登録をお願いします。
- ・別紙「剣道連盟高崎支部 会員登録用紙」に、必要事項を記載し、年会費2000円（6段以上は3000円）を添えて事務局へ提出願います。（但し、昨年度と同じ項目は省略可）
- ・団体所属の場合は団体登録用紙でも登録が可能です（用紙にて提出後、excelファイルにて事務局長倉本（kendo.takasaki.kuramoto@mx4.ttcn.ne.jp）までメールにて送付してください）。
- ・20歳未満の方及び70歳以上の方の支部会費は免除となっていますので、会員登録記入用紙のみ提出をお願いします（70歳以上の納入も可能です）。
- ・大学生特例として、団体5名以上何名でも1団体10,000円とします。
- ・団体（剣友会、道場等）に所属している方は、団体を通して、団体に所属していない方は、直接事務局へ提出ください。
- ・提出期限は5月31日とします。

2 提出先について

- ・毎週木曜日の支部稽古会（高崎市武道館 19:20頃）の際、西山理事窓口。または、西山剣道具店（10:00～19:00、月曜定休）に直接お届けください。

3 その他

- ・経費削減のため、できるだけメール配信にご協力ください。メール配信希望者は、アドレス間違い防止のため、事務局長倉本（kendo.takasaki.kuramoto@mx4.ttcn.ne.jp）まで氏名をご記入の上、空メールをください。
- ・会員登録用紙が手元に届いていない方がおられるようでしたら、コピーして差し上げてください。なお、支部ホームページ（<http://www.kendo-takasaki.com/>）からもダウンロードできます。
- ・ご不明な点がありましたら、支部事務局長倉本

（kendo.takasaki.kuramoto@mx4.ttcn.ne.jp）までお問い合わせください。

【支部会員の皆様へのお願い】

平素は群馬県剣道連盟高崎支部（以下、支部）の円滑な運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、支部会員の皆様方により多くの情報を提供させて頂くため、支部会費の納入時に併せ、記入用紙に必要事項を記入の上、提出頂くことになりました。お手数ですが、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

支部会員は県剣連主催大会及び支部主催大会並びに昇段審査会に参加できる要件の一つとなります。

なお、一定期間経過しても記入用紙の提出がなされなかったり、会費が納入されなかったりした場合には支部会員登録されないことがありますので予めご了承下さい。

【記入上の留意点】

1. 記入はボールペン又は万年筆、PCで作成をお願いします。また、記載必須項目に漏れがあると受付が出来ないことがあります。
2. 数字は全て算用数字（1,2,3…）を用いて、楷書等分かり易い文字にてご記入下さい。
3. 昨年と同じ項目は省略可、変更点は朱書きで書いていただけると幸いです
4. 今年より団体登録用紙でも提出可能です。用紙にて提出後、事務局長倉本(kendo.takasaki.kuramoto@mx4.ttcn.ne.jp)までexcelファイルでメール送付願います。

【提出の際の留意点】

1. 18歳以上の方（高校生除く）は必要事項を記入の上、所属団体の責任者を通じてお出し下さい。
2. 20歳未満の方及び70歳以上の方の支部年会費は免除となっていますので、記入用紙のみお出し下さい。
尚、70歳以上の納入も可能です。
3. 20歳以上の方は支部年会費2000円（6段以上3000円）を納入して頂きます。市内所在の大学には大学生特例を設けています。（*1）
4. 締め切りは5月31日です。人数分のお金と記入用紙を添えて、西山剣道具店までお出し下さい。
5. 受付は毎週木曜日の高崎市武道館で行われる支部稽古会（19:20頃）でも可能です。受付窓口は支部理事西山俊子まで。
6. 団体に所属していない方は上記支部稽古会（19:20頃）又は西山剣道具店までお出し下さい。
7. 西山剣道具店にはAM10:00～PM7:00までにお出し下さい。（定休日の月曜日は受付不可）
8. 受付した際には受領印を押印した控えをお返して領収証に代えさせて頂きます。

（*1）大学生特例について、4月1日現在における所属部員全員の記入用紙が**R3年6月30日**までに提出された場合に限り、5名以上の部員が所属していたとしても年間1万円の団体登録会員として認めます。ただし、20歳以上の部員が5名に満たない場合及び締め切りを過ぎた場合には原則通り1人当たり2000円の支部年会費を納入して頂きます。

【支部ウェブサイト及びメール配信協力をお願い】

1. 支部の情報は支部ウェブサイトにて公開しておりますので審査会及び試合等の情報はそちらからご覧下さい。
2. 経費削減のため通知は原則メール配信とします。
3. アドレス間違い防止のため支部事務局長倉本 (kendo.takasaki.kuramoto@mx4.ttcn.ne.jp)まで氏名をご記入の上、メールを頂きますと助かります。

【個人情報保護法】

1. 記入用紙に記入して頂いた内容については「個人情報の保護に関する法律」等を遵守し、適切に管理いたします。
2. 個人情報保護方針に関しましては支部ウェブサイト(<http://www.kendo-takasaki.com/>)をご参照下さい。

【その他】

ご不明な点がありましたら、支部事務局長 倉本 (kendo.takasaki.kuramoto@mx4.ttcn.ne.jp) までお問い合わせ下さい。

R3年度 剣道連盟高崎支部 会員登録用紙 (個人用)

*は記載必須項目

◎R3年4月1日現在

*区分	*フリガナ		*性別	男 女	*年齢	歳
新規 継続	*氏 名				◎20歳未満及び70歳以上の方は会費免除	
〒			*生年月日	T・S・H	年	月 日
*住所						
*連絡先TEL1		FAX				*メール配信
メール1						希望する ・ 希望しない
メール2						
現在のメール配信	届いている・届いていない (どちらかに○)					
*所属道場・団体名			社会体育指導員	初級 ・ 中級 ・ 上級		
*全剣連番号			公認スポーツ指導者資格	無し あり		
*称 号		*取得年月日	S・H	年	月	日
*段級位	段 級	*取得年月日	S・H	年	月	日
特記事項						

年会費 2000円 6段以上3000円

通知は原則メールで行います

kendo.takasaki.kuramoto@mx4.ttcn.ne.jp

takasaki@5rin.org

を必ず受信するに設定してください (スマホ, 携帯)

*全剣連番号は全剣連webサイトで検索できます

*継続の方は氏名と変更点でも可

◎下欄は受付で記載するので記載しないこと。

受領印	受付チェック欄	
	必須項目	
	20歳未満又は70歳以上	
	個人	
	団体	
備考欄		

◎年会費 2000円
6段以上 3000円

R2度分受取人控受領印
*氏名

△キリトリ△